

要録の捉え方と書き方 — テキストの比較分析を通して —

How to Interpret and Write about Infant's Records

— By Comparative Analysis of Texts —

栗岡 洋美*

Hiromi KURIOKA

要 約

平成30年の要録の改善や見直しに関する通知を機に、要録の書き方を整理するために、10冊のテキストを比較分析した。結果、統一見解を見出すとともに、要録に対する捉え方や書き方の相違点も明らかにすることができた。

Abstract

I compared and analyzed ten texts in order to organize the writing of infant's records in the wake of 2018 notifications. As a result, I could find out unifying opinions. And I could also clarify differences in the way of interpretation and writing about infant's records.

キーワード：

保育、要録、テキスト

Key words：

childcare, infant's records, texts

I. はじめに

幼稚園、保育所、認定こども園には、それぞれ「幼稚園幼児指導要録」、「保育所児童保育要録」、「幼保連携型認定こども園園児指導要録」(以下、総称して「要録」と記す)の作成が義務付けられている。要録の作成は、現場の保育者にとって重要な仕事である反面、負担感の大きな仕事であることも否めない現状がある。

作成をする側の戸惑いについては、門田ら¹⁾が佐世保市内の小学校教員と保育者を対象とした調査より、「要録の記入に多くの保育者が戸惑っている様子が見られた」と報告している。井口²⁾も、札幌市内の保育者を対象とした調査から、「開示を意識した書き方」「記入するポイントの整理、簡潔な書き方」「短所・マイナス面の書き方」等、具体的に難しさを感じている点を挙げている。

作成時間については大槻³⁾が、日本保育協会の平成23年度調査結果から、一人の要録に30分以上かかる割合が92.5%、60分以上かかる割合が67.3%であり、「外部に持ち出すことができないため、時間外勤務をすることが大半である」と報告している。

また、吾田⁴⁾によって「本当に知りたいことが書かれていない」と小学校側の意見が挙げられ、必要な事項が記載されていないため参考にならないことが指摘されているし、大槻³⁾が「活かされていないと感じることが多い」と保育者側の不安を示している。

以上の先行研究結果から、次の3点を負担感の原因として挙げる。

1. 書き方が分からない
2. 作成に多大な時間を要する(書く時間がない)

*本学准教授

3. 活用できていない（実用性が感じられない）

筆者は、保育者の仕事が多領域に渡り多忙を極めている中で、要録の作成が子どもの連続した育ちに有意義なものになるためには、この保育者の負担感を減らす試みが不可欠であると考え。さらに、平成29年の3法令（「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」）の改定（訂）に伴い、要録の記し方についても新しい通知を受けたことで、戸惑う保育者がいることが予想される。要録をどのように書いたらよいか分からない場合、それに関するハンドブック、書き方テキスト、文例集の類のもの（以下、これらを総称して「テキスト」と記す）を参考にすることになるが、各テキストに書かれている内容や表現方法には偏りや違いがあり、かえって保育者を悩ます原因にもなりかねない。そこで本研究では、各々のテキストに記されている部分を引用し、内容と表現方法について比較分析をすることで要録の作成における要点を整理したいと考える。

II. 方法

1. 対象

本研究では、2018年度からの新要録に対応したテキストの中から、表1に示した10冊を扱う。一般に多く出回っているテキストとして、書店で購入できるテキストを対象とした。また、同出版社や同著者のテキストであっても表現の仕方が異なる部分があるため、それらも対象とした。

2. 比較内容

各テキストに共通して示されていた7項目（目的・役割、記入する内容、記入ポイント、項数、記入時期、特記事項、取り扱いの注意事項）について比較する。

3. 注意事項

テキストによっては、「幼稚園幼児指導要録（表1では『幼』と記す）」、「保育所児童保育要録（表

1では『保』と記す）」、「幼保連携型認定こども園園児指導要録（表1では『こ』と記す）」のうち、どれを扱っているのかはまちまちであるが、10冊を通して偏りがないように配慮して選択した。この3つの要録には様式等の違いはあるものの、いずれも同じ幼児教育を行う施設であることが平成29年に改定（訂）された3法令において明確に位置付けられ、共通の「幼児教育の在り方」が示されたことから、一部分を除いては同等に扱うことにする。

以下本稿では、表1に記した記号を用いて「テキストA」「テキストB」などと記していくことにする。

表1 本研究で扱うテキスト一覧

記号	書名	出版社名 出版年月	著者 編著者 監修者	取り 扱い
A	書ける！伝わる！ 幼稚園幼児指導要録 書き方&文例集	チャイルド本社 2018. 12	無藤隆 大方美香 ほか	幼
B	ここが変わった！ 指導要録・保育要録早わかりガイド	チャイルド本社 2018. 9	無藤隆 大方美香	幼保こ
C	保育所 認定こども園 要録の書き方	ひかりのくに 2018. 12	無藤隆 大方美香 ほか	保こ
D	10の姿で伝える！要録ハンドブック	Gakken 2018. 12	大方美香 ほか	幼保こ
E	実例でわかる 幼稚園幼児指導要録作成マニュアル	成美堂出版 2018. 11	富田久枝	幼こ
F	実例でわかる 保育所児童保育要録作成マニュアル	成美堂出版 2018. 11	富田久枝	保こ
G	幼稚園 幼児指導要録 記入の実際と用語例	すずき出版 2019. 1	幼少年教育 研究所	幼
H	わかりやすい！幼稚園・保育所・認定こども園 「要録」記入ハンドブック	ぎょうせい 2018. 11	神長美津子 塩谷香 ほか	幼保こ
I	子どもの育ちを伝える 幼稚園幼児指導要録の書き方&文例集	ナツメ社 2019. 1	横山洋子	幼
J	子どもの育ちを伝える 保育所児童保育要録の書き方&文例集	ナツメ社 2019. 1	横山洋子	保

III. 結果

1. 目的・役割について

「幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について（以下、『幼・改善について』）」⁵⁾の中に、「指導要録は、幼児の学籍並びに指導の過程及びその結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるもの」という記載がある。この記載からは、その後の指導に役立たせる点と外部に対する証明等に役立たせる点が読み取れる。

保育所児童保育要録においては、保育所保育指

針⁶⁾の中で「子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。」(第2章4(2)ウ)と、小学校での指導に役立てる点が示されている。また、「保育所児童保育要録の見直し等について」⁷⁾の中では、「要録の目的を踏まえた記載事項の改善」として、「保育所と小学校との間で、保育所保育の特性、基本原則（養護と教育の一体的展開、生活や遊びを通じた総合的な保育など）、保育のねらい及び内容などの理解が共有されるよう、(略)」という文言が見られ、幼児教育の意味を小学校へ伝える点が示されている。さらに同文書の中で、「要録作成を通じた保育の質の向上」として、「子どもの育ちの姿を踏まえて要録を作成し、小学校へ送るこ

とにより、日常の保育における保育士の子どもの育ちや内面を捉える視点もより明確なものになる。また、そうした視点は、保育所内で組織として共有され、要録のみでなく日頃の指導計画等にも反映される。こうした一連の取組全体が、保育の質の向上へとつながっていくものであるという理解も重要である。」と、園や保育者自身の保育の見直しに役立たせる点も示されている。これらの通知等の文書から、要録の目的を次の4点に整理することができる(注1)。

- ①今後の指導のための資料として小学校へ(次の学年へ)引き継ぐため
- ②幼稚園教育課程の履修を証明するため
- ③幼児教育の意味を小学校へ伝えるため
- ④園全体や自分の、保育の見直しのため

表2は、各テキストにおいて要録の目的や役割

表2 目的・役割について

A	①一人ひとりの子どもについて、幼児期に育ちつつある姿をわかりやすく小学校に伝えるためのもの ①要録は小学校の先生に子どもの育ちを引き継ぐ大切なバトン ①小学校との連携において、個々の子どもが「この幼稚園に通い、このような指導を受けて育ちつつある」ということを引き継ぐためのもの ②学籍の記録とは、幼稚園に2年間または3年間、在籍したという証明になるもの
B	①進級時、さらに就学時に指導の連続性を保つため、保育者と小学校教師の間で情報を共有すること ①小学校入学の際に「子どもたちがここまで育ちつつある」とことを伝える具体的な内容を、小学校に引き継いでいく ①引き継ぎ資料として利用される ②幼稚園教育課程の履修を証明すること ②「幼稚園幼児指導要録」は、法律上の学校である幼稚園に学籍をもつ子どもの、教育課程に基づく指導課程とその履修を証明するもの
C	①小学校への参考資料にすという役割 ①小学校の特に初めの段階で子どもの指導を適切に行うための資料 ②教育課程の修了の証明 ②要録の目的は、学籍の記録の有無とは別に、育ちの連続性を明確にすること ④園での保育の見直しに役立てること
D	①小学校教師が入学初期の子どもを適切に指導し、育ちを継続して支えられるようにすること ①子どもたちの成長を記録して小学校に伝える資料 ①「要録」は小学校の先生が子どもを理解し、適切な指導をするための助けになる ①個々に合わせた指導や援助に生かす役割 ①小学校教師のため(入学する子どもたちの資質や特性を理解しやすくなる) ①子どものため(子どもの特性に合わせた関わり方をしてもらえる。小学校生活にスムーズになじめる) ①その子どもの最も伸びてきたところは何か、何が育ちつつあるのかを小学校へと引き継ぐ資料 ②幼稚園、こども園は教育課程があり在籍証明の意味もある ③「幼児教育」の意味を小学校教師に伝える ④自分の保育を振り返ることになる。自分の保育の課題や成功例が見えてきて、その後の保育に生かすことができる ④保育を振り返り、改善点を見つける ④保育者のため(自分たちの保育を振り返ることができ、質を高められる)
E	①子どものありのままの「姿」と「育ち」を小学校へ伝え、子どもが小学校で適切な指導のもとに学習に取り組むことができるようになるため ①園内では次の学年への引き継ぎの際の大切な資料 ①子どもの「育ち」を幼稚園から小学校へ伝える橋渡し役 ④教師自身の保育のあり方を見つ直すきっかけ。子どもの成長を確認し、実感することにつながり、より一層教育に携わる喜びを感じる
F	①一人ひとりの異なる「育ち」はスムーズに小学校へと移行できる。子どもに対する学校側の理解が深まり、保護者は安心感を得ることができる ①保育所での「育ち」を、それ以降の生活や学びの発達につなげる「育ちの連続性」を担う ①子どもの様子を把握する際やクラス編制を考える際に大いに参考になる。入学後に気になる様子が見られたときに、詳しい情報を得るため ①小学校教育に活用され役立ててもらう ④保育者にとっても、自分自身の保育を振り返ることで、気づきや課題を見つけ出し、保育の質をより高める ④保育者が毎日のような思いでその子を見守り、1年間関わってきたかという記録
G	①次の年度の適切な指導に資するための資料 ①次年度の担任にとって、また進学先において、重要な参考資料となり、よりよい指導を生み出すためのもの ②外部に対しての証明のため ④教師自身の指導に対する反省等をする上で…
H	①幼児一人一人が次の段階でよりよい指導を受けるための資料 ①進級、進学や転園の際には、引き継ぎの資料 ①指導の引き継ぎのための資料 ①次の年度の適切な指導に資するための資料 ①子どもの育ちを小学校へ伝え、生活と学びの連続性を図るための重要な資料 ①小学校での教育に役立つ資料 ②法令に基づき外部への証明 ②1年間の指導の過程とその結果の記録 ②在籍を証明(役割の第一は、その幼児の在籍の証明) ②全体的な発達の様相を知る ②子どもの育ちの記録 ③小学校へその園の保育理念や保育の姿勢を伝える ④各保育所の自己評価 ④教師自身の指導の反省・評価
I	①次の指導者に渡す「引き継ぎ資料」 ②幼児一人一人の在籍を証明 ④1年間の子どもの育ちを捉え直すもの、自分の保育を見直すもの、保育者として成長させてくれるもの
J	①小学校へ渡す「引き継ぎ資料」 ②子ども一人一人の在籍を証明 ④1年間の子どもの育ちを捉え直すもの、自分の保育を見直すもの、保育者として成長させてくれるもの

が記されている部分を引用し、筆者が上記の4点に分類して①～④を加えたものである。通知そのものの記載は取り上げていない。

目的①「小学校へ引き継ぐため」については、全テキストに書かれており、最も多く記載されている。それらからは、「指導の連続性」「育ちの連続性」「生活と学びの連続性」などの「連続性」や、「バトン」「つなげる」「橋渡し」といったキーワードが浮かび上がる。また、テキストFは、保護者への安心感にも言及した表現で示している。幼稚園、保育所、こども園の全てに共通して、この「小学校へ引き継ぐため」の目的が最重視されていることが読み取れる。

目的②③④については、目的・役割として取り上げて記載されていないテキストも見られる。

2. 記入する内容について

本稿Ⅲの2～5では、保育者が最も時間を費やして記載する箇所であり、いわば要録の要ともいえる「指導上参考となる事項」（保育要録においては「保育の展開と子どもの育ち」）の欄について整

理する。まず、何を書くのかということについて各テキストがどのように示しているのかを記す。

「幼・改善について」において、『『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』を活用して幼児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入すること』と示されている。この内容は、「保育所児童保育要録に記載する事項」⁸⁾においても同じ内容が示されている。さらにこの中には、「保育所保育指針第2章『保育の内容』に示された各領域のねらいを視点として、子どもの発達の実情から向上が著しいと思われるもの」「保育所の生活を通して全体的、総合的に捉えた子どもの発達の姿」という文言も見られる。これらから、指導の過程と育ちつつある姿の2点が記入内容となることが分かる。

表3は、各テキストにおいて記入する内容が記されている部分を引用したものである。通知そのものの記載は取り上げていない。各テキストに記載されている内容もこの2点を中心となっているが、その表現は様々である。

育ちつつある姿については、「特に伸びた姿」

表3 記入する内容について

A	<ul style="list-style-type: none"> 特徴じゃなくて、1年間で特に伸びた姿 その子どもの一番育ったところ 子どもの1年間の発達の姿、すなわち子どもの園生活の様子と教師の関わり(指導・援助)の過程、及びその結果、子どもにどんな育ちがあったか… 教師が行ってきた指導と、この1年で子どもの伸びた所を中心に
B	<ul style="list-style-type: none"> その幼児の具体的な興味・関心、遊びや生活の傾向 伸びた部分や引き続き援助が必要な部分について 幼児の年度当初の姿から、教師がどのような援助をしてきたか、そしてその結果著しく向上したと思われる点について
C	<ul style="list-style-type: none"> 保育者の指導の過程と、子どもの資質・能力がいか育っているかを捉え、その発達の姿について
D	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの育ちつつある姿を10の姿の視点で書く
E	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの園における「育ち」や「姿」を、幼稚園教育の柱である5領域の視点から記入する 子どもがどのように育っているか、気をつける点などを、具体例をあげながら 「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の5領域に関わる、子どもの姿や教師の指導と援助について
F	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの姿や保育者の援助について 保育所での生活記録や子どもの特性 子どもの「育ち」と私たちの援助 その子らしさや長所
G	<ul style="list-style-type: none"> 学年の初めの幼児の姿、1年間の幼児の発達の姿、個人の重点からなお次年度に伝えたいこと 1年間の幼児の発達の姿に、どういった変化・変容が見られたのか
H	<ul style="list-style-type: none"> 主に保育所が今後伸びてほしいと願うその子どものよさと可能性の現況 問題が起こる可能性がある場合の対処法や具体策、配慮してほしい事項
I	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが入園してから修了するまで、どのような指導を受けたのか ねらい(発達を捉える視点)や指導の重点に照らして、子どもが発達する姿について具体的に 年度当初の子どもの姿や、成長を促すために保育者がどのような援助をしてきたかということ、その結果子どもがどのような変容を見せたかということ、保育者の反省や評価を含めて うまくいかなかった援助
J	<ul style="list-style-type: none"> ねらい(発達を捉える視点)や最終年度の重点に照らして、子どもが発達する姿について具体的に その子の成長を促すために保育者がどのような援助をしてきたかということ、その結果、子どもがどのような変容を見せたかということ、保育者の思いを含めて うまくいかなかった援助

「一番育ったところ」「資質・能力がいかにか育っているか」「発達する姿」などの表現が見られる。また、「具体的な興味・関心、遊びや生活の傾向」「引き続き援助が必要な部分」「その暮らしさや長所」「個人の重点からな次年度に伝えたいこと」「問題が起こる可能性がある場合の対処法や具体策、配慮してほしい事項」「年度当初の子どもの姿」など、記入する内容についての具体的な示唆については、各テキストによる違いが見られる。その中でも「年度当初の姿」を記すように促しているテキストは、B、G、Iの3冊である。テキストGは、「これは1年間の幼児の成長変化の過程を捉えていく上で、また、教師自身の指導に対する反省等をする上で、大切な記入内容である。」「入園当初の子どもの姿を書かないと、著しい発達の具体的などころがつかめないため、『学年の初めの幼児の姿』の内容も含め、(略)」と「年度当初の姿」を記すことの必要性にまで言及している。

指導の過程と育ちつつある姿が記入内容の原則となることは明確だが、「育ちつつある姿」をど

のように捉えるかという点で各テキスト間において相違があり、保育者の戸惑いに影響するのではないかと考えられる。

3. 記入ポイントについて

各テキストでどのような点を記入する際のポイントとして挙げているのか、一覧にしたものが表4である。テキストBは記載が見られないため除く。記載されていたテキスト数が多い項目順に記した。「意識したい6つのポイント」「心得10か条」など、見出しの書き方は様々である(表5)が、要録作成にあたってのポイントとして記されている部分を抽出した。

上位の内容を順に見ていくと、まず、「子どもの育ちを書こう」は記入内容として通知されている記入事項である。次の5項目は6つのテキストに記されており、「子どもの姿を具体的に書こう」「分かりやすい文章で書こう」は、小学校に伝わりやすい要録作成を心掛けることを意識している。「マイナスの表現は避けよう」「他の子と比較

表4 記入ポイントの内容

	A	C	D	E	F	G	H	I	J
子どもの育ち(できるようになったこと)(育ちつつある姿)を書こう	○		○	○	○	○	○	○	○
子どもの姿を具体的に(詳しく)書こう	○			○	○	○		○	○
マイナスの表現は避けよう、マイナスだけを書かないようにしよう	○		○	○	○			○	○
他の子と比較して書かないようにしよう	○		○	○	○			○	○
分かりやすい文章で書こう(重複、専門用語は避ける 主語や内容を整理して書く)	○		○	○	○	○	○		
「～させる」「～してくれる」の表現は避けよう	○		○	○	○			○	○
10の姿を意識して書こう	○		○		○		○		
客観的に子どもを捉えよう				○	○	○	○		
表現を工夫して書こう(誤解される表現は避けよう)			○	○	○	○			
5領域を意識して書こう				○	○		○		
援助や配慮を具体的に書こう	○	○					○		
その子なりのことを書こう(誰にでも通用すること×)	○		○				○		
個人情報に配慮して書こう			○				○		
資質・能力を意識して書こう	○								
事例をあげて書こう					○				
遊び、興味・関心の内容を記入しよう							○		
表面的には見えない側面も記入しよう		○							
預かり保育について書こう							○		
家庭環境について必要な情報を書こう							○		
健康に関する内容は保護者の許諾を得よう			○						
記録を整理し、指導の過程を捉えよう							○		
憶測や印象ではなく事実を書こう						○			
小学校の先生が読みたくなる書き方をしよう			○						
育ちを引き継ごう							○		

表5 記入ポイントの見出し一覧

A	「記入する時に意識したい6つのポイント」 「書き方テクニック」
C	「指導に関する記録のポイント」
D	「書き方の心得10か条」
E	「書き方8条」 「文章表現上の注意点」
F	「書き方8条」 「保育の過程と子どもの育ちに関する事項」 「『育ち』が伝わる文章表現6つのポイント」
G	「記述において注意してほしいこと」
H	「指導上参考となる事項欄記入のポイント」 「指導に関する記録記入の配慮点」 「育ちを引き継ぐ5歳児の書き方のポイント」 「保育の展開と子どもの育ち記入にあたってのポイント」
I	「文章のポイント」
J	「文章のポイント」

して書かないようにしよう」は、小学校側がマイナスの先入観をもたないように、また情報開示を意識しての注意事項であると捉えられる。「～させる、～してくれるの表現は避けよう」では、子どもの主体性を大切にする保育の姿勢を示すうえでのポイントであると考えられる。

次に、実例を挙げて記入のポイントを示している箇所を取り上げる。要録の様式を使用し、良い例や悪い例の文を記載することによって、記入のポイントを分かりやすく伝えている部分であるため、各々のテキストから読者へのメッセージが表れやすい部分ともいえるだろう。文例に吹き出し等を加えるかたちで記されている。各テキストが実例とともにどのようなポイントをどれだけ記しているかを表したものが図1である。下から4項目は意識する事項、その上の21項目は記入事項、さらにその上の11項目は注意事項となっている。テキストによって実例の記載量が異なっているため、各テキストにおける実例内の総記載量に対する割合で表してある。統一性をもたせるために、幼稚園における「指導上参考となる事項」と保育所における「保育の展開と子どもの育ち」欄のみを取り上げた。テキストE、F、I、Jは、実例毎に10の姿の記載が見られるが、それは数に含まないことにする。テキストHは実例の記載は見られないため除く。

最も多くのテキストで取り上げられているポイ

ント項目は、「子どもの姿を具体的に（詳しく）書こう」「子どもの育ちを書こう」「援助や配慮を具体的に書こう」の3項目で、8冊の中で記載が確認できる。次に多い項目は、「10の姿を意識して書こう」「表現を工夫して書こう（誤解される表現は避けよう）」「分かりやすい文章で書こう」で、7冊に記されている。

9冊のテキストの中で最も登場回数が多い項目は「10の姿を意識して書こう」で、割合の合計は160.7%である。次いで「子どもの育ちを書こう（126.9%）」「子どもの姿を具体的に（詳しく）書こう（110.5%）」「援助や配慮を具体的に書こう（100.1%）」となっており、この4項目は先に記した取り上げているテキストの冊数結果の上位とも重なる。この4項目は「幼稚園幼児指導要録に記載する事項」⁹⁾や「保育所児童保育要録に記載する事項」に記されている内容でもあり、必須の留意点ともいえる。

そして、「今後の課題や今後も継続したいことを書こう（48.4%）」「表現を工夫して書こう（誤解される表現は避けよう）（40.9%）」「援助が育ちにどのようにつながったかを書こう（38.0%）」「分かりやすい文章で書こう（35.0%）」と次ぐ。

表4や図1からは、記入事項や意識すること、注意事項等が混在していることが分かる。また、テキストによってポイント内容が様々であること、ポイント内容が多岐にわたっていること、多くのポイントが記されていることも分かる。どのポイントも留意しておきたい点ではあるが、この多種多様なポイントの提示が、保育者に「どのように書けばよいか分からない」と感じさせている一因になっているのではないだろうか。

その他、性格や長所の記入について、テキストA「特徴じゃなくて、1年間で特に伸びた姿を書く」、テキストD「長所を書くのも大事だけど、それだけではだめ」、テキストE「性格をつかみ簡潔にまとめる」、テキストE・F「子どものきわだったよい点、行動を表す」「長所は強調して書く」「子どもの特性も伝える」、テキストF「気質を伝えることが大事」「子どものよさを中心に」

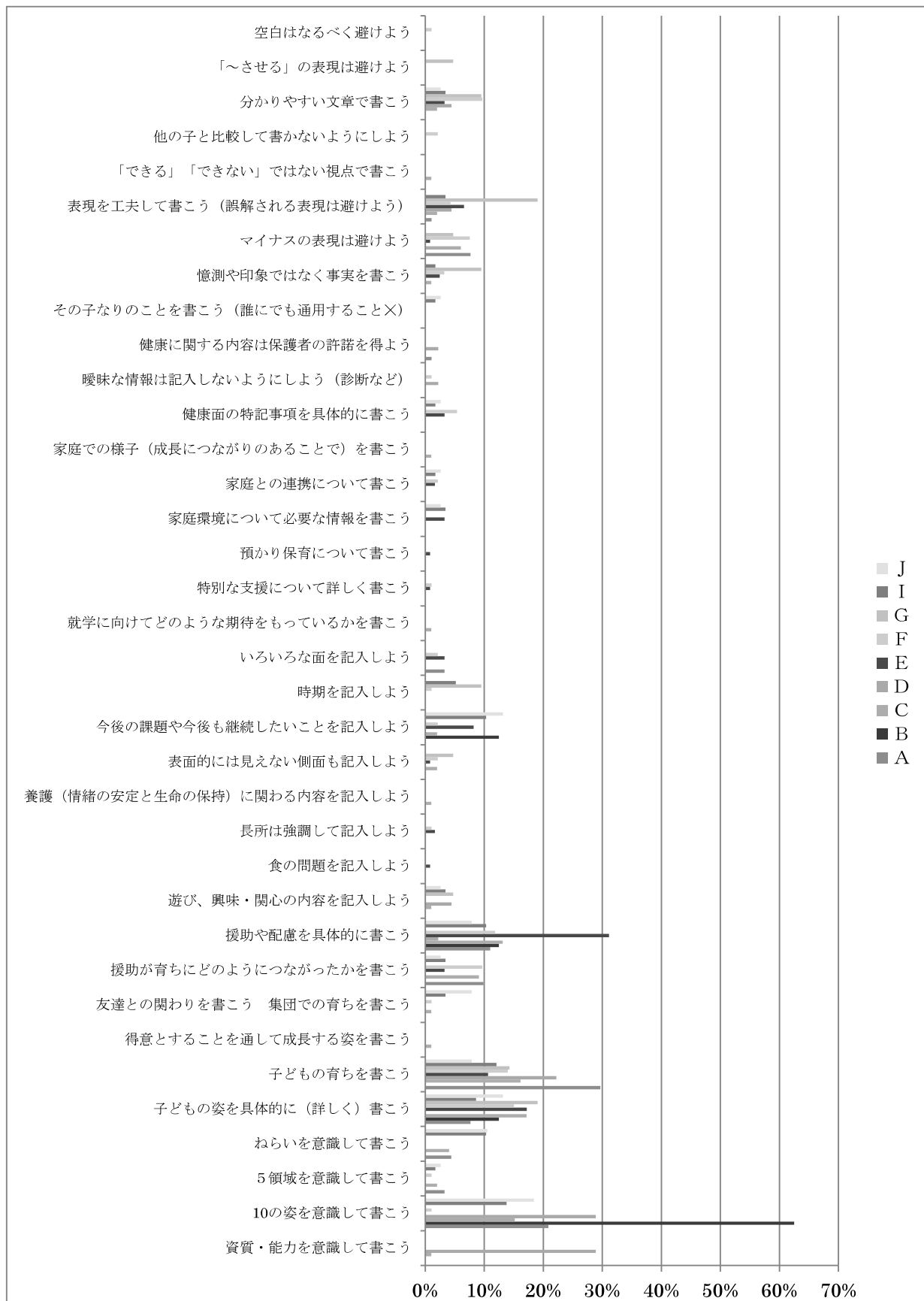


図1 実例とともに記された記入ポイントの内容と割合

『長所』ではなく『伸びた点』を書く」「子どもの長所を述べるだけではダメ」「子どもの性格や長所が具体的に分かるように書く」、テキストG「長所などを具体的に記述する」、テキストH「その子の長所や特性とともに成長を（略）引き継いでもらう」、テキストI・J「長所ではなく今年度伸びた点を書く」などと、表現に違いが見られた。単に性格を記すことを推奨する記載と必ず性格を育ちに結びつけて記すように促す記載とが混在している。育ちの姿とは別の、性格そのものについて引き継ぐべきかどうか、これもまた保育者が感う要素であると思われる。

4. 項数について

先に見た記入ポイントから、子どもの姿を具体的に書くことだけではなく、子どもを多面的に捉えることも必要であることが分かる。ただ、欄の大きさが決まっていることから、多くの姿を挙げるようにすれば、具体性に欠けた内容になる。反対に、エピソードも含めた具体的な内容にすれば、多くの姿を記すことは難しくなる。そこで、各テキストではいくつの姿（項数）が示されているのかということについて、見本として示されている事例部分よりデータを集めた。その事例数（n）と、項数の平均値（M）と標準偏差値（SD）を示したものが、表6である。また、それをグラフにしたものが図2である。

表6 項数の平均値と標準偏差値

	n	M	SD
A	29	3.97	1.45
B	13	3.54	0.78
C	7	3.71	0.76
D	24	7.92	2.96
E	5	4.20	0.45
F	9	5.78	1.48
G	2	4.50	0.71
H	39	5.21	0.98
I	24	6.00	1.22
J	2	5.50	0.71

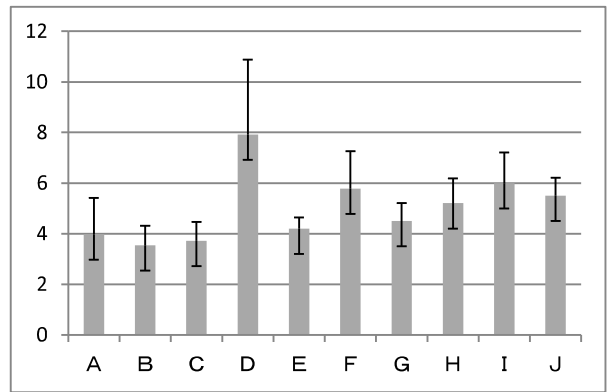


図2 項数の平均

項数が2～14までの実例が見られ、このデータからは、妥当な項数を示すことはできない。具体的な記述と多面的に捉えた姿の記述に対する意識において、差があることが分かる。

5. 記入時期について

10冊のうち、7冊では「学年末」または「年度末」または「各学年の終わりに」と記されている。残りの3冊には記入時期の明確な記載が見られなかったが、1年間の保育記録を読み直して作成することや1年間の育ちを全体的に捉えることなどが記されているため、全10冊を通して「年度末」の見解で一致している。ただ、「年度末」という幅をもたせた表現は、実際のところは各園や各保育者に委ねられていると読み取ることもできる。大槻³⁾が、要録を活かすための改善策として、小学校に「2月中旬に届ける」ことを挙げていることを踏まえると、「年度末」の表記の仕方は適切ではないとも考えられる。

6. 特記事項について（アレルギーや慢性疾患、障害など）

「幼稚園幼児指導要録に記載する事項」において「幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入すること。」「保育所児童保育要録に記載する事項」において「子どもの健康の状況等、就学後の指導における配慮が必要なこととして、特記すべき事項がある場合に記入すること。」と示されている。どのテキストに

も、この原則が掲載されているが、さらに付け加えられている文章表現からは、その解釈と見解の違いが見られる。アレルギーや慢性疾患に関する記入について、原則以外の記述が見られたテキストのみ、その引用文を表7に示した。

表7 アレルギーや慢性疾患について

A	皮膚疾患やアレルギーなどの健康状態についても、小学校で生活するうえで配慮が必要なことについては記録しますが、それも補足的な記述にとどめます。あくまでも、園での指導と子どもの成長についての記述を中心に書くことを忘れないでください。
C	アレルギーが解除となった場合は、そのことも忘れずに書くようにしましょう。
D	よほどのことがない限り、病歴などの個人情報を書かない。 病歴などは重要な個人情報だから、書く場合には保護者の同意が必要。 病歴についても詳しく書き込む必要はありません。 アレルギーなどの配慮が必要な病気や症状がある場合は、「既往歴あり」と記載する程度にとどめておきます。「要録」に書く必要はないのです。 小学校入学前に、就学時健康診断を受けるので、子どもの病歴などを書く必要はナシ。 基本的には何も書かず、「特になし」でよい。 子どもの健康状態について記入する場合は、まず、保護者と相談を。そして保護者の希望があった場合のみ、「既往症あり(アレルギー除去食)」「支援必要児」などと最低限の情報を記入すること。
E	アトピー性皮膚炎やぜんそくなど、日常特に注意して見守る必要がある病気には、その状態と配慮の仕方について記述しておき、小学校に引き継ぐようにします。 健康上のことは詳しく健康の情報は重要 子どもの普段の体調や気質については、なるべく具体的に対処の方法やコツを書くと、小学校教師にとって大変参考になります。
F	「病名」や「症状名」、大きなケガをしたならその「日付・箇所」などを記入します。 気がかりな点を書く 症状がひどいときの原因や園の対応も記しておく、担任がいざというときに役に立ちます。 アレルギーなどについては、「生活管理指導表」などで詳細を小学校へ伝えるようになっていますが、注意をうながすためにこの欄にも記載しておきましょう。必要に応じて、「学校生活管理指導表参照」などと追記しておくのもよいでしょう。 ケガの後遺症など、治療中の事項についてはその経過なども書きましょう。メガネや補聴器の使用、その経緯なども記します。
G	幼児の健康の状況は、指導との関連から具体的に捉えていくという考え方により、指導上特に記述する必要があると判断される場合のみ、「指導上参考となる事項」の末尾などに記入しておくようにする。 家庭との密接な連絡の上で、記入する必要がある。
J	アレルギーの有無や常に援助が必要なことなど、その子を担任するうえで知っておかなければならないことについて記入します。欄が小さいので簡潔に書き、詳しいことは保護者との面談で情報をもらおうと考えればよいでしょう。

テキストA・D・G・Jは記入に消極的である。テキストDでは、保護者の同意が必要であることを強調し、就学時健康診断を受けることにも触れて最小限の記入を訴えている。一方、テキストC・E・Fは積極的な記入を促している。テキストCでは解除になったアレルギーのことも記入するように促している。テキストEでは「詳しく」「なるべく具体的に」という文言が見られる。テキストFでは「学校生活管理指導表」があることに触れながらも要録にも記入することを示している。「配慮が必要なこと」についてどの程度の配慮と

捉えるのか、またそれが、個人情報に大きく関係する内容であることを考慮したときに、要録の目的である引き継ぎをどう捉えるのかという点についての見解の差が、表れているのではないかと考えられる。

「保育所児童保育要録の見直し等について」の中で見られる「就学前検診により小学校へ伝えられること、保護者を通じて小学校へ伝えられること、保護者にとって保育所から小学校に伝えてほしくないこともある。要録以外の手段で小学校に引き継がれる情報とは何か、要録でなくては引き継げないことは何かといったことを整理・明確化し、要録に記載することが過多とならないようにすることも重要である。」の文言や、「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」の中で見られる「診断名及び障害の特性のみではなく、その子どもが育ってきた過程について、その子どもの抱える生活上の課題、人との関わりにおける困難等に応じて行われてきた保育における工夫及び配慮を考慮した上で記載すること。」の文言などもまた、少なからず保育者を惑わす一因となっていると考えられる。

同じく、障害に関する記入について引用したものが表8である。

表8 障害について

A	幼稚園での指導だけでなく、保護者や専門機関等との連携により教育効果があった際、小学校教育でも引き続き同様の援助が必要な場合には、その旨を記述することも検討してみましょう。
E	できるだけ、発育の遅れに関することは詳しく書くようにします。病名や医学的なことも書かれていれば、引き継ぎ時に重要な情報となります。
F	障害については、診断されている場合のみ診断名を記載し、推測での記述は絶対に避けてください。
G	発達が十分でないと思われる事項の表現には、特に注意する必要がある。
H	障害のある幼児などの場合、幼児との関わりについて丁寧に引き継ぎ、指導の継続性を図ることが大切ですが、指導要録ですべてを伝えることは難しいかもしれません。
I J	事実として判明していることのみ書きます ただし、保育者がそのように思った子どもの姿は、事実として書いておく必要があります。

テキストA・E・G・H・I・Jにおける記載からは、障害について記入することの必要性和丁寧な引き継ぎを推進する意向が感じられる。テキストF・I・Jにおいては、事実を書くことを伝えている。テキストG・Hでは、記入内容の選択

や表現について慎重な姿勢も伺える。これらから、引き継ぎたい内容ではあるものの、記入内容や表現の仕方に注意し、より慎重に作成する欄であることが読み取れる。ここでも、アレルギーや慢性疾患の記入と同様に、どこまで記入するのかということが明確ではない。場合によって臨機応変に対応すべき事項であるにせよ、情報開示や個人情報の取り扱いによる制限によって引き継ぎの目的が達成されていない現状が、これらテキストの記載表現からも分かる。

7. 取り扱いの注意事項について

要録を園外に持ち出すことについては、テキストAでは「厳禁」、テキストDでは「持ち出すなんてありえません」と記載されているように、厳しく注意しているテキストもあれば、テキストG「市町村等によって異なる場合が想定されますので教育委員会等に確認することが肝要です」、テキストH「安易に持ち出さない」テキストI・J「職場で行うのが原則」など、例外もあり得ると捉えられる表現で記載されているテキストもある。実際の作成場所は園内に限らない現状がある中で、この点は、より現場に周知されなければならない点である。

その他、保管や提出方法、情報開示などに関するルールの記載では、テキストによる相違は見られない。そして、「3つの資質・能力を意識して書くこと」「10の姿を意識して書くこと」「5領域を意識して書くこと」「日々の記録が重要であり、それを要録に結びつけること」については、どのテキストにも重要な点として示されているので、押さえておきたい。

IV. おわりに

各テキストの記載内容や表現を比較することで、統一見解を改めて整理できた。さらに、通知内容の解釈や要録に対する考え方の相違を明らかにすることもできた。今後はこれらを踏まえて、要録のテンプレートを作成したいと考える。

(注1) 目的②は、教育課程がある幼稚園とこども園のみに当てはまる。

文献（引用文献）

- 1) 門田理世、諫山裕美子、佐世保市幼児教育センター：“保育所・幼稚園・認定こども園新要録様式（佐世保版）の導入に関する一考察”，西南学院大学人間科学論集 No.13-Ser. I, pp.137-152, 2017- 8
- 2) 井口眞美：“要録の有効な活用に関する提言”，淑徳短期大学研究紀要, No.50, pp.115-127, 2011
- 3) 大槻千秋：“保育所児童保育要録の作成の実際”，帝京科学大学教職指導研究, Vol.2-No.1, pp.37-43, 2016-10
- 4) 吾田富士子：“初年度の保育要録活用の現状と幼保小連携”，藤女子大学紀要, No.48-Ser. II, pp.113-124, 2011
- 5) 「幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について（通知）」（平成30年3月30日 文部科学省初等中等教育局長）
- 6) 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）
- 7) 「保育所児童保育要録の見直し等について（検討の整理）」2018（平成30）年2月7日 保育所児童保育要録の見直し検討会
- 8) 「保育所児童保育要録に記載する事項」：「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」（平成30年3月30日 厚生労働省子ども家庭局保育課長）の別添1
- 9) 「幼稚園幼児指導要録に記載する事項」：「幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について（通知）」の別紙1